

特別高圧電化厨房契約 A

(特別高圧需要に対する電気供給条件)

令和5年6月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I 本 則	
1 適 用	1
2 供給条件の変更	1
3 適 用 条 件	1
4 料 金	2
5 計 量	2
6 そ の 他	3
附 則	4
別 表	5

I 本 則

1 適 用

この特別高圧需要に対する電気供給条件(以下「この供給条件」といいます。)は、次の地域に適用いたします。

沖縄県(当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。)

2 供給条件の変更

(1) 当社は、契約期間満了前であっても、この供給条件を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。

(3) 当社は、(1)または(2)によりこの供給条件を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法(お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。)等によりお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

標準的な電気供給条件(特別高圧)(以下「標準的な電気供給条件」といいます。)の特別高圧電力Aもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧需要に対する電気供給条件の特別高圧電力A-Ⅱ型もしくは特別高圧ウ

ワークエンド電力Aの適用範囲に該当する需要で、かつ、この供給条件実施の際現に特別高圧電化厨房契約A（令和5年4月1日実施。）の適用を受けている場合に適用します。

4 料 金

各月の料金は、標準的な電気供給条件の特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力A、特別高圧需要に対する電気供給条件の特別高圧電力A－Ⅱ型または特別高圧ワークエンド電力Aによって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 = (2)の電化厨房電力量 × (3)の割引単価

(2) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、5（計量）により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

5 計 量

(1) 当社は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設して

いただきます。

- (2) 電化厨房電力量の計量は、標準的な電気供給条件 23（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、標準的な電気供給条件附則 3（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- (4) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

6 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この供給条件に定めのない規定については、標準的な電気供給条件または特別高圧需要に対する電気供給条件の特別高圧電力 A－Ⅱ型もしくは特別高圧ウィークエンド電力 A に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、令和5年6月1日から実施いたします。

2 この供給条件の実施等にもなう切替措置

この供給条件実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準的な供給条件 24（料金の算定）および標準的な供給条件 25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

適用対象機器類別

適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200 ボルト以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器